

# 四條畷市農業委員会議事録

開催 令和5年9月12日

# 四條畷市農業委員会議事録

令和5年9月12日(火)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

## 1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄、丸石 正
委 員	南野 靖博、西川 一也、北田 澄子 土井 一憲、岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一 村上 治、小林 克重、西尾 秀文、片下 周司

## 2 本日の欠席委員

## 3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主任	森 大和
事務局書記	久保 光希
事務局書記	衣笠 航平

## 4 本日の議案

- 日程第1 [議案第9号] 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件  
日程第2 [議案第10号] 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づく農用地利用集積等促進計画の作成の要請の件  
日程第3 [議案第11号] 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認決定の件  
日程第4 [議案第12号] 相続税納税猶予に関する適格者証明願の件  
日程第5 [議案第13号] 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件  
日程第6 [議案第14号] 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見聴取について  
日程第7 [議案第15号] 四條畷市農地等の利用の最適化の推進に関する指針改訂の件

## 5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。  
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。  
本日の議事録署名者には、岡嶋 祐之委員と久門 廣美委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。  
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく

お願いします。

(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

## 日程第1

### 議案第9号

#### 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

議長  
事務局長  
事務局書記

議案第9号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農地の賃貸借は農地法第18条において、知事の許可を受けなければ解約できないことになっております。ただし、合意による解約がその解約によって農地等を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものについては、農業委員会への届出を行うことにより許可を要しません。

今回は農地を引き渡すこととなる期限前6ヶ月以内に書面において合意解約が成立しておりますので、知事の許可は不要になり、農業委員会への通知のみになります。

番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。

南野6-614は旧四條畷東小学校の東側付近で、現況は、スクリーンのとおりです。

今回、賃貸借の合意解約に至りましたので、農地法第18条第6項の規定による通知書を受領致しました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

## 日程第2

### 議案第10号

#### 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づく農用地利用集積等促進計画の作成の要請の件

議長  
事務局長  
事務局書記

議案第10号につきまして、事務局より議案を朗読します。

議案朗読。詳細については担当より説明します。

それでは、ご説明いたします。

農地中間管理事業とは、農地の貸借について農地の貸し手と借り手の間に農地中間管理機構(大阪府みどり公社)が仲介し、貸借を促進するものになります。通常の許可申請とは違い、今後農用地利用促進計画といういわゆる契約書に等しい計画書を公社が大阪府へ申請し、その計画を大阪府が公告することで権利が移動します。

権利については、農地所有者と公社で貸し借りの権利が、公社と法人で貸し借りの権利がそれぞれ発生します。

この議案は令和5年6月6日に開催した農業委員会定例総会の議案第141号において、事前協議した案件の関連となります。

今回、農用地利用集積等促進計画の素案を公社が作成し、その計画について土地所有者が押印し、促進計画案として作成されましたので、その計画案に沿って、公社へ計画作成の要請を行うものです。

番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。

範囲は下田原の広範囲に渡っており、ほ場整備の場所と一致します。また、法人についても地域の農業者で構成されており、認定農業者として、地域の担い手となっております。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員 事務局書記 位置図の空白にも農地はあったと思うが、そこはほ場整備にならないのか今回の土地については、地元の合意が得られており、必要な農地については、地元協議会の役員が説得に回るなどの対応もしていると聞いています。

林委員 事務局書記 整備の工事そのものに影響はないのか  
コンサル業者に基本設計の委託をしたうえで、工事の概要についても地元で合意を得られていると聞いています。

議長 ほかにありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

### 日程第3 議案第11号

#### 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認決定の件

議長 議案第11号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記 それでは、ご説明いたします。

この法律は、農業者の経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする法律であり、市が貸し手と借り手の間に入り、農地利  
用計画を作成することで権利を移動させます。

番号1の場所については、位置図No3, 4, 5, 6をご覧ください。

大字下田原390-1、485-1、486は下田原集会所の北西側付近、1118-1は下田原集会所の北側付近、1143-1は下田原ポンプ場の東側付近、1315、1337-1はJA大阪東部田原支店の北側付近でございます。

現況は、スクリーンのとおりです。

貸借期間は17年であります。

事務局からは、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

#### 日程第4

#### 議案第12号

##### 相続税納税猶予に関する適格者証明願の件

議長  
事務局長  
事務局書記

議案第12号につきまして、事務局より議案を朗読します。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。  
この証明書は相続税の納税猶予を初めて受けるために税務署に提出するものであり、水稲や畑として耕作されているかを確認し、証明するものでございます。  
番号1の場所については、位置図No7, 8をご覧ください。  
大字清瀧82は、四條畷中学校の西側付近、清滝中町206は、四條畷中学校の南付近でございます。現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できております。  
なお令和4年11月18日付で納税猶予の継続確認で同一地番の農地の現地が確認できていることから、現地調査を不要としました。  
事務局からの説明は以上でございます。  
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。  
全委員 なし。  
議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

#### 日程第5

#### 議案第13号

##### 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長  
事務局長  
事務局書記

議案第13号につきまして、事務局より議案を朗読します。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。  
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものでございます。  
番号1の場所については、位置図No9, 10, 11をご覧ください。  
大字逢阪214-1, 219, 220は、阪神畜産跡地の南東側付近、662-1, 714, 515-1は、阪神畜産跡地の東側付近、737-1は、阪神畜産跡地の北東側付近でございます。  
現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。  
番号2の場所については、位置図No12をご覧ください。  
中野本町281ほか4筆は、四條畷郵便局の南側付近でございます。  
現況は、スクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。  
事務局からの説明は、以上でございます。  
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。  
久門委員 逢阪の土地について、一部が埋め立てられていたが、納税猶予に問題はないのか。

事務局書記

当該地について、門真税務署と相談をしたうえで、土地所有者に埋め立てた部分を除去するよう指導を行い、10月中に是正する旨を本人から確認しておりますので、それを前提に証明書を発行しております。

議長

ほかにありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

## 日程第6

### 議案第14号

#### 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見聴取について

議長

議案第14号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

この基本構想は農業経営基盤強化促進法に基づき平成21年に策定し、今回、この構想を改訂するものです。

改訂内容については、策定して以来、農業経営基盤強化促進法などの改正に伴い、内容の追加及び削除をしております。

主な変更点は別紙1をご覧ください。特に第4 第2及び第3に掲げる事業のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項の全文及び第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項の1に関する事項が法改正に伴い追記した部分となり、その他は字句の修正などになります。

現在、西尾委員に出席いただいている、認定農業者認定審査会では、この基本構想に基づいて、認定農業者や認定新規就農者の審査を実施して、認定を行っております。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

## 日程第7

### 議案第15号

#### 四條畷市農地等の利用の最適化の推進に関する指針改訂の件

議長

議案第15号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

この指針は、農業委員会の所掌事務である農地等の利用の最適化を進めるため具体的な目標と推進方法を定めるものです。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、この改正に沿った指針内容にする必要があることから、最適化の推進に関する指針の改訂をします。

主な変更点は別紙2をご覧ください。目標の達成状況に対する評価方法の設定及び、地域計画の作成に関する役割を記載しております。

議長

事務局からの説明は、以上でございます。

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会  
はこれをもって閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記